

(宛先) 上 越 市 長

育児休業からの復職についての誓約書

育児休業期間中は、本来、保育を必要とする事由に欠けるため、入園することはできませんが、下記のとおり申し立てたので、令和9年4月1日に保育園・認定こども園に入園することが決定した場合には、令和9年5月1日までに下記申し立て先の事業所等に復職します。

令和9年5月1日までに下記申し立て先の事業所等に復職しなかった場合（※）には、入園取り消し処分を受けても異議を申し立てません。 ※…自己都合による辞退職・転職等

年 月 日

住 所 _____

申立者氏名 _____

事業所等名 _____

代表者氏名 _____ 様

現在、育児休業を取得中ですが、令和9年4月1日に保育園・認定こども園へ入園するため、令和9年5月1日までに職務へ復帰します。

年 月 日

申立者氏名 _____

_____以下、事業所等記入欄_____

上記申し立てについて、保育園・認定こども園への入園が決定した場合、当事業所等の就業規則等により申立者の職務復帰を承認します。

年 月 日

事業所等名 _____

代表者氏名 _____

【裏面を必ずお読みください】

育児休業からの復職についての誓約書の提出について

1. 本誓約書の趣旨

本来、育児休業期間中は、保育を必要とする事由（就労、妊娠出産、疾病障がい、求職活動 等）に欠けるため、保育認定を受けることができないことから、保育園または認定こども園（保育部分）に入園することはできません。

ただし、入園後 1 か月以内に職場復帰をすることを条件に、保育を必要とする事由を「就労」として、保育認定を受けて入園することができます。

したがって、入園後 1 か月以内に職場復帰をするという条件を承諾したうえで、入園申し込みをするという誓約書となります。

2. 復職（予定）証明書の提出について

時期	内容
12 月末頃	入園申込書類の審査・入園調整後、入園決定通知書類を送付します。 ※認定こども園は園からの送付となるため送付時期が遅くなる可能性があります。
1～2 月	入園説明会を各園で実施します。実施時期は各園で異なります。 入園説明会において、本誓約書を提出された方へ『復職（予定）証明書』を配布します。勤務先から、4 月 1 日から 1 か月以内に復職する旨について証明してもらってください。
3 月中旬	『復職（予定）証明書』を入園決定した園へ提出してください。
4 月 1 日	入園

3. 注意事項

- (1) 入園決定後から令和 9 年 5 月 1 日までの間に、以下にあてはまる場合、入園取り消し処分となる可能性があります。なお、該当する場合はすみやかに入園決定した園または上越市幼児保育課保育係（電話 025-520-5720）へご連絡ください。

■自己都合による辞職または退職

■自己都合による他事業者等への転職

- (2) 表面の誓約書における復職申し立て先の事業所等と、『復職（予定）証明書』の証明者となる事業所等は、必ず同一事業所等となります。
- (3) 両親で 11 月～4 月の間に育児休業を取得し、5 月 1 日までに復職する場合、両親ともに本誓約書の提出が必要です。
- (4) 令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに復職する場合も、入園調整において加対象となりますので、該当者は必ず提出してください。
- (5) 本誓約書を提出しない場合、入園調整において加点（1 点）がなされませんので、該当者は必ず提出してください。